

公募型プロポーザル方式実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、栃木県建設工事等関連業務委託事務処理要領（令和6年3月15日付監第319副知事通知。以下「業務委託事務処理要領」という。）の規定に基づき、栃木県県土整備部が発注する建設工事に係る調査、設計等の業務において公募型プロポーザル方式により建設コンサルタント等を選定及び特定する場合に必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、次に掲げる業務のうち業務委託事務処理要領第9条第2項の予定価格が特例政令の適用を受けない範囲で、県土整備部長又は出先事務所長（以下「県土整備部長等」という。）が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、本要領の対象としないものとする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計協議方式の対象とする業務を除く。）
- (6) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると県土整備部長等が認める業務

(参加資格、選定基準及び評価基準)

第3条 県土整備部長等は、前条に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、次に掲げる事項について、県土整備部建設工事等技術審査会又は出先事務所建設コンサルタント選定委員会（以下「技術審査会等」という。）の審査を経て、県土整備部建設工事等運営委員会又は出先事務所指名選考委員会（以下「運営委員会等」という。）の審議に付して決定する。

- (1) 参加表明書の提出者に要求される資格

- (2) 技術提案書の提出者を選定するための選定基準
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準

(手続き開始の公告)

第4条 県土整備部長等は、技術提案書の提出を求める場合、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 業務概要
- (2) 参加表明書の提出者に要求される資格
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (6) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (7) 説明書の交付期間、場所及び方法
- (8) その他必要と定める事項

(説明書)

第5条 前条の手続き開始の公示後速やかに、次に掲げる事項を記載した説明書を交付する。

- (1) 業務概要
- (2) 参加表明書の提出者に要求される資格
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (4) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- (5) 技術提案書を特定するための評価基準
- (6) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- (8) 説明書の内容についての質問の受付方法、受付期間及び回答方法
- (9) その他必要と定める事項

2 前項に掲げるもののほか、説明書において次の事項を明らかにする。

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定されなかった者は、技術提案書を提出できないこと
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しないこと
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しないこと
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更することはできないこと

(6) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること

3 説明書は、別冊として、手続き開始の公告の写し、契約書案、図面(必要な場合のみ)、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

(参加表明書)

第6条 県土整備部長等は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続きへの参加を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。

2 参加表明書には、対象業務の特性に応じて次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他県土整備部長等が必要と認める事項

(技術提案書の提出者の選定)

第7条 県土整備部長等は、参加表明書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、前条第1項の規定による参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選定する。

ただし、参加表明書を提出した者が3者に満たない場合は、3者未満で選定することが出来る。

2 県土整備部長等は、前項の規定により技術提案書の提出者を選定したと、選定した者に対して、選定した旨を通知するとともに、技術提案書の提出要請を行うものとする。

3 選定者が技術提案書を提出することができる期間は、前項の規定による通知をした日の翌日から起算して20日間以内とする。

(非選定理由の説明)

第8条 県土整備部長等は、参加表明書の提出者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者(以下「非選定者」という。)に対して、技術提案書の提出者として選定しなかった旨を通知する。

2 非選定者は、前項の規定による通知の日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に書面により県土整備部長等に非選定理由の説明を求めることができる。

3 県土整備部長等は前項の規定により、非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に回答する。

(技術提案書の特定)

第9条 県土整備部長等は、提出された技術提案書について、技術提案書を特定するための評価基準に基づき、当該業務について技術的に最適なものを特定する。

2 県土整備部長等は、前項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨を通知する。

(非特定理由の説明)

第10条 県土整備部長等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という)を書面により通知する。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に、書面により、県道整備部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 県土整備部長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(特定結果の公表)

第11条 県土整備部長等は、契約後速やかに技術提案書の評価結果を公表する。

(実施上の留意事項)

第12条 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

2 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月12日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。